

伊達市自立支援教育訓練給付金事業のご案内



母子家庭の母または父子家庭の父の自立の促進を図るため、就業に繋がる教育訓練講座を受講し、終了した場合に市の予算の範囲内で受講料の一部を助成する制度です。

◆対象となるのは

伊達市内にお住まいの20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父で次のすべての条件を満たす方となります。

- 1 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準の方
- 2 就業の経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、教育訓練講座の受講が適職に就くために必要であると認められる方
- 3 原則として、過去に伊達市自立支援教育訓練給付金の給付を受けたことがない方

◆対象となる講座は

支給の対象となる講座は、「雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座」です。

※ 詳しくは次のリンク先をご覧ください。なお、ハローワークで講座一覧が閲覧できます。

[「指定教育訓練講座 検索システム」](#)

◆給付金の支給額

支給額は、対象講座の受講のために支払った費用のうち次の対象経費の60%に相当する額（上限80万円、1万2千円を超えない場合は、給付金は支給しません。）となります。

雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格がある場合にはそちらを優先とし、その支給額を差し引いた額を支給します。

受けられるのは、1人一度限りとなります。

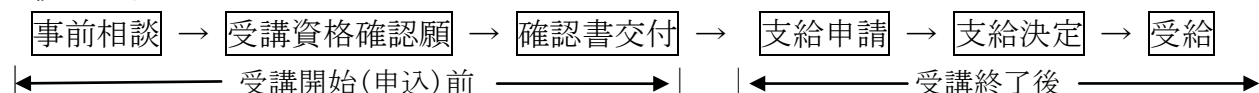
(対象経費)

- ・教育訓練機関に支払った入学金又は登録料
- ・受講費、教科書代及び教材費

※ 次のような経費は対象外となります

- ・検定試験の受講料
- ・必要とされない補助教材費
- ・補講費
- ・各種行事の参加費用
- ・受講者に対して現金還付が予定されている学債等
- ・受講のための交通費
- ・PC等の機器の購入費
- ・入学金や受講費等の支払いにおけるクレジット会社に対する分割手数料(利息を含む。)
- ・支給申請時において、教育訓練機関に対して未納となっている支給対象経費 等

◆手続きの流れ



1. 事前相談（雇用保険法による給付の受給資格の確認）

事前相談は、こども支援課において実施します。受給要件やこれまでの職業経験、さらには希望する講座の内容や職業生活の展望等を聞き取り、講座受講がその家庭の経済的自立を図るうえで有効であるかなど、公的支援の効果や必要性を確認するために実施するものです。

※雇用保険の教育訓練給付金の資格の有無をハローワークにご確認ください。

2. 受講資格確認願

「自立支援教育訓練給付金事業受講資格確認願」を提出します。

添付書類 ※児童扶養手当受給者は①～③に替えて児童扶養手当証書

- ① 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
- ② 申請者の属する世帯全員の住民票の写し（世帯分離している同居の扶養義務者含む）
- ③ 申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年。）の所得課税証明書及び養育費の申立書
- ④ 受講を希望する講座のパンフレットその他講座の内容が分かるもの
- ⑤ マイナンバーカードまたは通知カード

3. 審査・通知

事前相談を踏まえ受講資格について確認し、「資格確認書」により対象講座の指定の可否を通知します。

4. 受講申込み・受講料支払い・受講

「資格確認書」受領後、教育機関に対し受講申込み・受講料支払いを行い、訓練を受けます。

5. 給付金支給申請

対象教育訓練を終了後30日以内に「自立支援教育訓練給付金支給申請書」を提出します。

添付書類 ※児童扶養手当受給者は①～③に替えて児童扶養手当証書

- ① 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
- ② 申請者の属する世帯全員の住民票の写し（世帯分離している同居の扶養義務者含む）
- ③ 申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年。）の所得証明書及び養育費の申立書
- ④ 受講資格確認書
- ⑤ 教育訓練機関の長が、対象講座の修了を証明する書類
- ⑥ 教育訓練機関の長が発行した、支払った教育訓練経費の領収書
- ⑦ ハローワーク発行の教育訓練給付金（一般教育訓練）支給決定通知
- ⑧ その他必要書類（給付金振込み口座の通帳の写し 等）

6. 審査・決定

支給要件に該当しているか調査し、支給の可否を決定します。

決定により、「支給決定通知」または「申請却下通知」を送付します。

◆報告義務

受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は市にその旨を報告してください。

手続き・問い合わせ

960-0692 伊達市保原町字舟橋 180 番地

伊達市こども部こども支援課子育て支援係

電話 024-573-5652